

令和8年5月14日
環境エネルギー部
農林水産部

報道関係者各位

県内における野生イノシシからの豚熱の確認について（県内229例目）

本日、豚熱の検査を実施したところ、陽性を確認しましたのでお知らせします。

1 概要

(1) 発見・捕獲日及び場所等

確認事例	発見・捕獲日	発見・捕獲場所等
229例目	4月27日（月）死亡個体	山形市（雄、体長約120cm）

(2) 検査状況

5月14日（木）に山形県中央家畜保健衛生所の遺伝子検査で陽性と判定され、豚熱に感染していたことを確認しました。

これまでの確認事例は別紙のとおり。

2 今後の対応

- ・ 発見・捕獲場所から半径10km以内の養豚場に対し、飼養する豚に異状がないことを確認します。
- ・ 県内の全ての養豚場に対し、飼養衛生管理基準の遵守の徹底について指導します。
- ・ 野生イノシシの感染状況について調査を継続します。

3 報道機関へのお願い

報道機関の皆様におかれましては、イノシシの発見・捕獲場所、養豚場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。

4 その他

- ・ 「山形県豚熱対策本部対応マニュアル」の改正に伴い、今後は原則としてプレスリリースを行いませんのでご承知おきください。なお、豚熱検査結果については、県HP (<https://www.pref.yamagata.jp/140028/sangyo/nourinsuisangyou/nogyo/chikusan/20180909gifcsf.html>) で確認できます。

豚熱は、豚、イノシシの病気であり、人に感染することはありません。
また、万が一、感染したイノシシの肉を食べても健康には影響ありません。

【問い合わせ先】

〔イノシシの捕獲・生息に関すること〕
環境エネルギー部みどり自然課鳥獣被害対策室
室長補佐 佐藤
電話 023-630-3432
〔広報監〕 環境エネルギー部次長 高嶋
〔豚熱の検査・飼養豚に関すること〕
農林水産部畜産振興課
課長補佐（衛生担当） 関
電話 023-630-3350
〔広報監〕 農林水産部次長 小泉

(別紙)

山形県内の野生イノシシにおける豚熱確認事例

1 月別の豚熱確認頭数

確認年月日	確認頭数
令和2年12月	1
令和3年4月	1
5月	1
7月	1
8月	4
9月	8
10月	14
11月	32
12月	37
令和4年1月	9
2月	8
3月	4
4月	1
7月	1
12月	5
令和5年1月	5
10月	7
11月	11
12月	12
令和6年1月	1
2月	5
7月	1
8月	3
10月	3
11月	5
12月	6
令和7年1月	4
2月	1
7月	3
8月	3
10月	10
11月	11
12月	7
令和8年1月	3
5月	1
合計	229

2 市町村別の豚熱確認頭数

市町村	陽性数	陽性内訳（捕獲・死亡別）	
		捕獲	死亡
山形市	41 (1)	28	13 (1)
天童市	22	20	2
上山市	27	24	3
山辺町	2	2	
中山町	1	1	
寒河江市	2	2	
西川町	1	1	
朝日町	1		1
大江町	1		1
村山市	1	1	
東根市	11	9	2
尾花沢市	3	2	1
最上町	1	1	
舟形町	1	1	
米沢市	12	11	1
南陽市	24	11	13
高島町	19	14	5
川西町	1		1
長井市	11	10	1
小国町	6	6	
白鷹町	17	10	7
鶴岡市	18	13	5
庄内町	6	6	
合計	229 (1)	173	56 (1)

※（ ）の数字は今回の陽性頭数。